

校舎解体工事で廃材放置

尾鷲市が3社告訴

【尾鷲】尾鷲市立輪内中学校（同市賀田町）校舎改築事業の旧校舎解体工事をめぐり、跡地で基礎コンクリートや浄化槽、がれきなどが撤去されず埋め戻されていたのが発覚した問題で、市は工事に関わった特定建設工事共同企業体（JV）二社を含む計三社を廃

棄物処理法違反（不法投棄）の疑いで尾鷲署に刑事告訴し、受理された。告訴状提出と受理は十四日。市が十五日に会見して発表した。市が刑事告訴したのは、元請けであるJVの北村組（松阪市中央町、北村俊治社長）と丸昇建設（尾鷲市倉ノ谷町、小倉章弘社長）二社と、下請けの解体・運搬会社大成産業（松阪市久保町、西川幸成社長）の三社。施工監理を担当した津市の設計会社については、同法違反に当たらないとして告訴対象から外した。市によると、三社は平成二十四年九月―二十五年十二月の同校改築事業のうち、鉄筋コンクリート三階建て旧教室棟と鉄骨平屋建て旧特別教室棟解体工事で、契約上撤去されなければならない基礎コンクリート百九十七ト▽コンクリート製浄化槽十七ト▽鉄筋付きコンクリート廃材六百十五ト▽畳やタイル、ブルーシートなど二十八立方メートルを放置し、埋め戻した疑い。



輪内中問題をめぐる刑事告訴について会見する岩田市長（左）＝尾鷲市役所で

告訴状受理を受け、岩田昭人市長は会見で「市民に大変な心配と迷惑を掛けましたが、事実解明に向けて一歩前に進むことができた」と述べた。業者への行政処分

については、山口武美副市長は「検討中だが、できるだけ早く行いたい」とした。

一方、市の業者への聞き取りに内容ついて、更谷哲也建設課長が「JV二社は『（埋め戻しを）見ていないが、管理責任があるので自分たちの責任』と言うだけ」と報告した。

市は刑事告訴や行政処分以外にも、この問題で発生した職員の時間外手当や、掘削調査に伴い、他校での練習を余儀なくされた部活動生の移動費用などについて、JVに損害賠償を請求する方針。JV側は賠償金の支払いに応じる見込みという。（菅亮輔）